

地震はいつ、どこで起こるかわかりません。

なぜ！ 木造住宅の 耐震化が 必要なのか!?

明日は
我が家かも
しれません

能登半島地震
での被害
(2024年1月)

写真：能登半島地震の被害（石川県輪島市門前町）
出典：内閣府ウェブサイト

能登半島地震では、
多くの住宅が倒壊し、尊い命が失われました。



「うちは大丈夫」が一番危険です



耐震化で守れるもの



家族の命
倒壊を防ぎ、
大切な家族の命を
守ります。



住み慣れたわが家
住み慣れた家で
安心して
暮らし続けられます。



地域の防災力
住宅の耐震化が進むことで、
地域全体の安全性が
高まります。



特に、昭和56年5月31日以前に
建てられた木造住宅は**注意が必要です！**

この時期の住宅は、現在の耐震基準に比べて耐震性が低く、
大地震の揺れに耐えられない可能性があります。

※昭和56年6月1日以降に建てられた住宅は、原則として
新耐震基準で建てられています。

昭和56年5月31日以前の住宅
(旧耐震基準の住宅)



現在の耐震基準の住宅
(新耐震基準の住宅)



地震による死因の多くは住宅の倒壊です。

火災
約6%

その他
約6%

住宅の倒壊等
約88%

出典：内閣府「令和6年版防災白書」
(令和6年9月)

耐震化をしないと、こんな被害が起こります

！ 命を失う危険

住宅の倒壊により、
命が奪われることがあります。



！ 避難生活の長期化

住み慣れた家を失うと、
不自由で過酷な避難生活が
続くことになります。



！ 救助・消火活動の遅れ

倒壊した建物が道をふさぎ、
救急車や消防車が
現場に近づけなくなります。



！ 地域全体への影響

火災の延焼や、地域の
防災力低下にもつながります。



倒壊を防げば、
命は守れます。

大切な家族と住まいを守るため。
今こそ耐震化へ
踏み出しましょう！

出典・参考

・写真（能登半島地震の被害）：内閣府ウェブサイト「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」
・写真（火災の発生・延焼）：消防庁ウェブサイト「令和6年能登半島地震に伴う火災に関する情報」
・写真（道路の閉塞）：国土交通省ウェブサイト「令和6年能登半島地震による道路被災状況」
・参考：いらすとや（<https://www.irasutoya.com/>）のイラストを加工して作成



耐震化事業とは何か

耐震化事業は、専門家の支援や補助制度を活用して、住まいの耐震性を高め、地震から**命と財産**を守る事業です。



耐震化事業とは？

昭和56年5月以前に建築された木造住宅などを対象に、専門家が「耐震診断」や「耐震設計」を行い、その結果に基づいて耐震改修工事を実施することで、住まいの耐震性を向上させる事業です。

なぜ耐震化が必要なの？

- ✓ 大地震はいつ起こるかわかりません。
- ✓ 住宅の倒壊は、命を奪うだけでなく、地域全体に大きな被害をもたらします。
- ✓ 耐震化により、あなたと家族の命を守ります。
- ✓ 住み慣れた家で安心して暮らし続けられます。
- ✓ 地域の防災力向上につながります。



写真：令和6年能登半島地震による建物被害の状況

出典：「石川県能登を震源とするM7.6の地震建物被害初動調査（2024）」

金沢大学・金沢工業大学

地震に強い住まいのポイント

壁を強くする



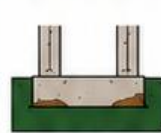
筋かいを入れるなど
バランスよく配座します。

接合部を強くする



金物で柱や梁を
しっかりつなぎます。

基礎を強くする



鉄筋コンクリートの
基礎で建物を支えます。

屋根を軽くする



屋根を軽くすることで、
揺れにくくなります。

旧耐震基準と新耐震基準の違い

項目	旧耐震基準 (～昭和56年5月31日)	新耐震基準 (昭和56年6月1日以降)
地震に対する考え方	中規模の地震に耐える (震度5強程度)	大規模の地震に耐える (震度6強～7程度)
建物の強さ	現在の基準に比べて 耐震性が低い	現在の基準に基づき 耐震性が高い
被害の可能性	大地震の揺れに耐えられず、 倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性が低い
対象となる住宅	昭和56年5月以前に 建てられた住宅	昭和56年6月以降に 建てられた住宅

※昭和56年6月1日以降に建てられた住宅は、原則として新耐震基準で建てられています。

耐震化の流れ（3つのステップ）～専門家がサポートします～

STEP 1 耐震診断

(専門家が、住まいの強さをチェックします)



- ✓ 建物の基礎や柱、壁、屋根などを調査します。
- ✓ 図面や築年数、現地調査をもとに、地震に対する強さを評価します。
- ✓ 診断結果は「評点（耐震性の指標）」で示され、弱い部分や改修の必要箇所がわかります。

地震に対する家の強さ（評点）

0.7未満	0.7以上 1.0未満	1.0以上 1.5未満	1.5以上
倒壊の可能性が 高い	倒壊の可能性が ある	一応倒壊しない (やや安心)	倒壊しない (安心)

弱 ← 強

STEP 2 補強設計

(耐震計画の作成)



- ✓ 診断結果をもとに、家の弱点を改善するための計画を立てます。
- ✓ どこを、どのような補強材で行うか、図面や仕様書にまとめます。
- ✓ 工事費の見積りや工事期間の検討も行います。

主な補強方法の例

壁の補強	接合部の補強	基礎の補強
筋かいや補造用合板を 設置する	金物で柱や梁を 補強・架結する	基礎を増し打ち等で 補強する

STEP 3 耐震改修工事

(計画に基づき工事を行い、住まいの安全性を高めます)



- ✓ 補強設計に基づき、施工業者が改修工事を行います。
- ✓ 工事中も専門家が確認し、工事の品質を確保します。
- ✓ 工事完了後、一定の基準を満たすことで、耐震性が向上します。

工事の内容は、必要に応じて全体改修のほか、部分的な補強など様々な方法で耐震性を高めていきます。(例)



耐震化を行うとこんなに違います！

耐震性が不足した住宅



- 倒壊の危険が高い
- けがのリスクが高い
- 避難・救助の妨げになる
- 火災の延焼リスクが高い

耐震化された住宅



- 倒壊の危険を低減
- 安全に暮らし続けられる
- 避難・救助の妨げになりにくい
- 火災の延焼リスクを低減

耐震化の効果



命を守る
家族や自分の
命を守ります。



被害を軽減する
住宅の損傷や
被害を減らします。



地域の防災力向上
避難・救助・消火が
スムーズになります。



安心して暮らせる
住み慣れた家で
安心して暮らせます。

耐震化は、あなたと地域の未来を守る大切な一歩です。

まずは、住まいの耐震性を確認しましょう！

【出典・参考】

- ・国土交通省「今こそ考えたい耐震診断・耐震改修」リーフレット
- ・国土交通省「住まいの耐震化」 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000043.html
- ・福島県木造住宅耐震化支援事業パンフレット／木造住宅耐震化パネル（福島県）

事業の内容について

いわき市では、木造住宅の
耐震診断や**耐震改修**を**支援**する
事業を実施しています！

詳しくは、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。



木造住宅耐震診断者派遣事業

～専門家があなたの家の耐震性を調査します～

事業の内容

- 一般建築士などの専門家が住宅を調査します。
- 耐震診断結果とともに、補強計画(耐震補強のご提案)を作成します。
- 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅が対象です。

診断の流れ



募集件数・募集期間

募集件数
9 件

募集期間
令和7年
6月22日(日)～8月31日(日)

詳しくはこちら



申込負担額 (延床面積200㎡以下の場合)

図面がある場合

負担額
ありません

図面がない場合

17,900円程度
(耐震診断・補強計画作成費の一部)

対象となる住宅 (主な要件)

- 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅 (以下の条件を満たすもの)
- ご自身が所有する住宅の耐震診断・補強計画の作成を希望する方
- 所有者等が自ら居住する住宅 (予定を含む)



木造住宅耐震化工事支援事業

～耐震性が不足する住宅の改修工事を支援します～

事業の内容

- 耐震診断の結果、耐震基準に適合していないと診断された住宅の耐震化工事に要する費用の一部を補助します。
- 安全な住まいづくりを応援し、地震による被害の軽減を図ります。

募集件数・募集期間

募集件数
1 件

募集期間
令和7年
6月22日(日)～7月31日(木)

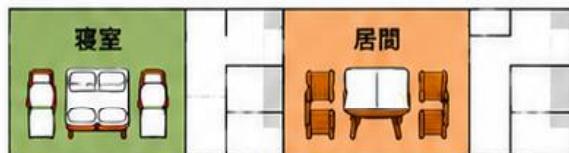
補助金の上限額 (工事費の80%を上限)

工事区分	工事費の80%	上限額 (参考)
一般耐震改修工事	工事費の80%	115万円 (9割の場合137.5万円)
簡易耐震改修工事	工事費の80%	69万円 (9割の場合77万円)
部分耐震改修工事	工事費の80%	69万円 (9割の場合77万円)
現地建替工事 (建替えにかかるもの)	工事費の80%	115万円 (9割の場合137.5万円)

※上記の金額は上限額の一例です。実際の補助額は工事費や条件により異なります。
※上限額の9割は、市の独自補助金について10万円を加算した額です。
※申請は工事着手前に行う必要があります。

部分改修という方法もあります

安全性の確保のためが難しい場合は、居間や寝室など、長く居る部屋を優先して補強する方法もあります。



耐震化の効果



家族の命を守ることができます。

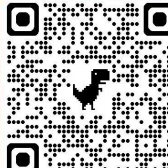


被害を軽減する住まいの維持につながります。



地域の防災力向上につながり、スムーズな応急対応に。

詳しくはこちら



その他の支援制度もご活用いただけます

補助制度

市の補助制度があります。



診断や改修の費用の一部を支援します。

融資制度

低利の融資制度があります。



金融機関の融資を活用して、改修資金をしっかりと確保できます。

税制の優遇措置

所得税や固定資産税の減税制度が適用される場合があります。

詳細はお問い合わせください。

申込みから工事までの流れ (例)



対象となる住宅 (主な要件)

- 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- 自らが所有し、居住している住宅 (予定を含む)
- 現在、居住している住宅
- その他、各制度に定める要件を満たす住宅



お問い合わせ先 (制度や申請方法はこちら)

いわき市 都市建設部 TEL 0246-22-1178
住まい政策課 FAX 0246-22-1291

受付時間

9:30～16:00
(土日祝日・年末年始を除く)
〒970-8686
いわき市平字梅畠21番地

出典・参考

- いわき市「木造住宅耐震化支援事業」
- いわき市「木造住宅耐震診断者派遣事業」
- 福島県「木造住宅等耐震化支援事業」
- 国土交通省「今こそ考えたい耐震診断・耐震改修」リーフレット
- 住宅金融支援機構「耐震改修工事に關する融資制度」